

私学共済からのお知らせ Vol.1

被災された加入者等の皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。私学事業団は、全力で支援策を進めてまいります。今後も適切な情報を速やかに発信してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

災害見舞金等の請求についてご案内します！

災害見舞金とは・・・？！

加入者（任意継続加入者を含みます）や被扶養者が、水震火災などの非常災害にみまわれ、**住居又は家財**に損害を受けたときに、その損害の程度に応じて見舞金として支給するものです。

（*災害見舞金のほか、災害見舞金付加金の制度もあります）

災害見舞金等については、私学共済ホームページにも詳しく掲載していますのでご確認ください。

また、請求方法など不明な点等がある場合は、共済事業本部（短期給付課）又はお近くのガーデンパレス共済業務課までお問い合わせください。



【損害の程度と災害見舞金の額】

損害の程度	給付額
① 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ② 住居及び家財に①と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の</small> 3月分
③ 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ④ 住居及び家財に③と同程度の損害を受けたとき ⑤ 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ⑥ 住居又は家財に⑤と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の</small> 2月分
⑦ 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ⑧ 住居及び家財に⑦と同程度の損害を受けたとき ⑨ 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ⑩ 住居又は家財に⑨と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の</small> 1月分
⑪ 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ⑫ 住居又は家財に⑪と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の</small> 0.5月分

※住居又は家財に5分の1以上3分の1未満の損害を受けたときは、災害見舞金付加金（標準報酬月額の0.5月分）のみ支給します。

【床上浸水により損害を受け、上表により損害の程度を判定しがたいと認めるとき】

浸水の程度	給付額
床上120cm以上の場合	標準報酬月額 <small>の</small> 1月分
床上30cm以上の場合	標準報酬月額 <small>の</small> 0.5月分

注：住居とは、加入者が、日常生活を送っている建物のことです（所有権の有無は関係ありません）。

注：家財とは、住居以外の生活上必要な一切の財産のことです（加入者及び被扶養者の所有物に限ります）。

注：加入者と被扶養者が別居しているときは、被扶養者の住居又は家財も加入者の住居又は家財の一部として取り扱います。

注：災害見舞金は、損害を補てんすることを目的とした給付ではありません。したがって、修理等により使用可能であるものは損害とみなされません。

【災害見舞金請求に必要な主な書類】

- ① 災害見舞金・災害見舞金付加金請求書、災害状況明細書（※請求書等には、学校法人等の証明が必要です）
- ② 市区町村長又は消防署長の「り災証明書」*左記の他にも書類が必要となる場合があります。
- ③ 災害見舞金・災害見舞金付加金は、原則として、学校法人等を経て送金します。

●災害見舞金等の請求時の注意！

災害見舞金等は、上表の損害の程度に応じて、それぞれ給付額を算定しますので、上表の損害の程度に該当しない場合（床下浸水のみの場合等）は、給付が行われません。

被災された加入者の皆様に対しては、低利な貸付制度があります！

貸付けを受けたいとき

被災された加入者が、当座の資金を必要とする場合や、新たに住宅購入・新築・修理等の際に資金を必要とする場合には、**特例災害貸付**と**特例住宅貸付**があります。

対象となる人は、平成30年5月20日から7月10日までの豪雨・暴風雨により被災された加入者（任意継続加入者を除きます）です。貸付利率は、**年 0.03%**。償還回数は、貸付金額によって異なります。

特例災害貸付と特例住宅貸付を受けるためには、**り災証明書**が必要です。

また、**定期償還期限が延長**できる特例措置があります。

○特例災害貸付の貸付け条件等

貸付限度額	標準報酬月額×6か月分（その額が200万円を超えるときは、200万円）
申込期限	平成31年7月9日（必着）

○特例住宅貸付の貸付け条件等

貸付限度額	貸付申込時において、加入者がその所属する学校法人等を退職したとしたならば支給されることとなる退職手当額に600万円を加えた額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）です。
償還回数	貸付金額に応じて120・180・240・360回からお選びください。
団体信用生命保険	ご希望に応じて加入できます（保険約款に従います）。
申込期限	平成33年7月9日（必着）

（ご注意！）任意継続加入者は、貸付けを受けることはできません。

既に貸付けを受けているとき

既に貸付けを受けられている被災された加入者に対しては、ご希望に応じて**償還期限の延長**を行います。

対象となる人は、平成30年5月20日から7月10日までの豪雨・暴風雨により被災された加入者です。

対象貸付の種類	一般貸付・教育貸付・結婚貸付・住宅貸付・災害貸付・医療貸付
償還延長の申出手続き	平成30年12月7日（必着）までに「定期償還期限延長承認願」及び「り災証明書」を提出してください。
償還延長	申出により 2年間を限度に償還期限を延長 します。延長期間中の利息については、延長期間終了後の償還開始時から一括又は分割払いにてお支払いいただけます。
償還延長期間中の利率	年 0.03%

加入者及び任意継続加入者の皆様、ご存知ですか？

○加入者証をなくしたとき

被災して加入者証や加入者被扶養者証を紛失しても、病院や診療所で受診できます。

病院の窓口で、①氏名 ②生年月日 ③加入者の勤務先学校名 ④私学共済の加入者又は被扶養者であることを申し出てください。また、加入者証等の再交付は、電話でも受け付け（平成30年8月31日まで）です。

○病院にかかったとき

災害救助法の適用市町村に住所を有し、今回の災害によって、住家が全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災した場合、主たる生計維持者が死亡重篤な傷病を負った場合又は行方不明となった場合は、加入者や被扶養者が、医療機関等において受診した場合の医療機関等に支払う一部負担金については、その旨をご申告いただくことで支払いが不要となります。（被災日から平成30年10月31日までの受診分までが対象です）

○災害見舞品（品物に代えて3万円を支給します）

平成30年5月20日から7月10日までの豪雨・暴風雨により被災し、災害見舞金付加金決定された加入者（任意継続加入者を含みます）には、災害見舞品に代えて**現金3万円**を支給します。災害見舞品（現金3万円）は、災害見舞金付加金とあわせてお支払いしますので、請求手続きの必要はありません。

記載事項の詳細等に係るお問い合わせ先 ⇒ **日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部**

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 TEL 03(3813)5321(代表) <http://www.shigakukyosai.jp/>